

平成 年 月 日

株式会社A S J 御中

印

### 確認書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という)は、株式会社A S J (以下「乙」という)が提供する「A S J ペイメント」利用者として、ユーシーカード株式会社 (以下「丙」という)、株式会社ジェーシービー (以下「丁」という。)、シティカードジャパン株式会社 (以下「戊」という)、三菱UFJニコス株式会社 (以下「己」という)、丙及び丁及び戊及び己が現在及び将来において提携する会社、組織のカード会員に対し、クレジットカードによる代金決済を行うにあたり、平成 16 年 9 月 17 日付乙と丙が締結した通信販売加盟店契約書 (モール包括代理契約) (以下「丙契約書」という。)及び平成 16 年 8 月 6 日付乙と丁が締結した包括代理加盟店契約書 (以下「丁契約書」という)及び平成 20 年 2 月 19 日付乙と戊が締結した包括代理加盟店契約書 (以下「戊契約書」という)及び平成 20 年 9 月 5 日付乙と己が締結した包括代理加盟店契約書 (以下「己契約書」という)に関し、乙及び丙、乙及び丁、乙及び戊、乙及び己との間で契約内容等について事前に協議を行った上で、以下の事項を確認し、遵守します。

1. 甲は、丙契約書及び丁契約書及び戊契約書及び己契約書記載の契約及びこれに付随する一切の契約、覚書その他の合意を、丙及び丁及び戊及び己との間でなす代理権を乙に授与するものとする。
2. 甲は、丙契約書、丁契約書、戊契約書、己契約書及びこれに付帯して締結される覚書等の各条項の内容を了解し、これらを遵守します。
3. 乙が丙契約書及び丁契約書及び戊契約書及び己契約書の解除事由に該当した場合、その他契約書、これに付帯して締結される覚書等の約旨に従い、甲が契約の解除などの措置がとられた場合には、当然に甲と丙、甲と丁、甲と戊、甲と己の間の加盟店契約も終了することに何ら異存ありません。